

揭示一覽

[illegible]

身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束に関する考え方

障害者虐待防止法では、「正当な理由無く障がい者の身体を拘束すること」は虐待に該当する行為とされています。障害の有無に関わらず全ての人々には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。一方で身体拘束とは、障がい者の意思に関わらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、障がい者の能力や権利を奪うことに繋がりがねない行為です。

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが身体的・精神的被害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

2. 身体拘束の原則禁止

株式会社とくとくとく（以下、事業所）においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

3. 「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」における規定

・第 73 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供にあたっては、勇者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

・指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

4. 拘束を行う基準について

「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き勤怠拘束等を行ってはならないとされています。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の 3 要件を全て満たす必要があり、その場合であっても身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行います。

4-1. やむを得ず身体拘束を行う場合の 3 要件

① 切迫性

：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③ 一時性

：身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

※但し、肢体不自由児、特に体幹機能障害がある利用者が残存機能を活かせるよう安定した座位姿勢を保持するための工夫の結果としてベルト類を装着して身体を固定する行為は、「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため留意が必要です。

5. 身体拘束禁止の対象となる具体的行為（例）

- 徘徊しないように車椅子や椅子に Y 字形抑制帯やテーブルを使用する
- 転落しないようにベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- 自分で降りられないようにベッドを柵で囲む
- 経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないようにミトン型の手袋等をつける
- 脱衣やオムツ外しを制限するためにつなぎ服を使用する
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることもできない居室等に隔離する
- 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推移会議」）

6. 日常的支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- 利用者主体の行動・尊厳ある生活の確保に努めます。
- 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をします。
- 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由を安易に妨げるような行動は行いません。
- 安易に「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

7. 身体拘束等適正化のための体制

7-1. 身体拘束廃止・適正化検討委員会を設置

当事業所では身体拘束の必要性等について身体拘束廃止・適正化検討委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

なお「権利擁護・虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとします。

7-2. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

- ① 4-1 の 3 要件の該当状況を具体的に検討します。併せて利用者の心身への弊害や、拘束を行わない場合のリスクを評価し、拘束解除に向けた検討を行います。
- ② 組織による決定と意識啓発が必要な事項の見直しを行います。
- ③ 本人・家族へ十分な説明もしくは個別支援計画へ記載をします。
- ④ 行政への相談・報告を行います。
- ⑤ 必要な事項の記録を行います。

7-3. 身体拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。なお、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し、意識啓発や予防策など必要な事項の確認を行います。再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、本人や家族の了承のもと同意書の再手続なく同様の対応を実施させていただきます。

7-4. 今後の予定

研修、次回委員会にて、今回の議論のまとめや共有を行います。

8. 指針の閲覧について

この指針は求めに応じていつでも法人内にて閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。

附 則

本指針は、令和 4 年 6 月 30 日より施行。

本指針の一部変更：令和 5 年 12 月 1 日より施行。

身体拘束適正化検討委員会規程

(委員会の目的)

第1条 障害者福祉施設従事者等による身体的虐待としては、障害者虐待防止法第2条第7項第1号により、「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」と定義され、正当な理由のない身体拘束は虐待にあたるとされています。利用者の生活の自由を制限することなく、利用者の尊厳ある生活を守るという観点から身体拘束の該当性を判断します。

(委員会の設置)

第2条 委員会は次のとおりする。

- 1) 委員は、必要のある員数とし、各事業管理者、虐待防止委員会からそれぞれ1名、その他必要とされる者を代表が任命する。
- 2) 委員会は委員長及び委員をもって組織する。
- 3) 委員長は代表が任命する者とする。
- 4) 委員長が事故ある時はその他の委員から代理を立てる。

第3条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員には、身体拘束防止担当者、虐待防止担当者を加える。
- 2) 委員には必要ある場合に法人役員、第三者委員を加えることができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年最低1回以上開催する。
- 2) 臨時として、必要に応じて委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第5条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 身体拘束や虐待通報があるとき、又は、虐待のおそれがあるときは、責任者と連携を持って対応する。
- 3) 「身体拘束の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 4) 上記の実施した調査の結果、身体拘束や虐待の疑いがあるときは、身体拘束防止担当者に報告する。
- 5) 身体拘束防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- 6) 事故・ヒヤリハット発生時、身体拘束を実施せざるを得ない場合は、検討及び手続きを行い必要最低限で留めるように注意する。
- 7) 身体拘束を実施した場合の介助の検討を行う。
- 8) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第6条

- 1) 委員会は、身体拘束や虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に身体拘束及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導することとする。
- 4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の身体拘束または虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、身体拘束に関する対応・対策・防止を図り改善させるものとする。

(附則)

- 1) 本規程は2022年7月1日より施行する。

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1. 総則

株式会社とくとかの児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所（以下、事業所）は、利用者の健康と安全を確保するために、職員一同感染症の予防に努め、もし感染が発生した場合でも、感染の拡大を防ぐため迅速な対応体制を整えるとともに、利用者の健康と安全を持続的に保持するために、本指針を定める。

2. 感染管理体制

2-1 目的

施設・事業所等の感染症の発生や感染拡大を防止するために、感染対策委員会を設置する。

感染対策委員会は、以下のような役割を担う。

- 施設・事業所等の感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
- 決定事項や具体的対策を施設全体に周知するための窓口となる。
- 施設・事業所等における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。
- 感染症が発生した場合、適切に対処するとともに、感染対策、及び拡大防止の指揮を執る。
- その他、感染関連の検討が必要な場合に、対処する。

2-2 感染対策委員会の構成

委員会の委員長は管理者とする。委員会の構成員は管理者および児童発達管理責任者とする。また、感染対策担当者は、施設内の感染症発生の予防及びまん延防止のための具体的な原案を作成し、感染対策委員会に提案する。なお、感染対策担当者は他業務との兼務を可とする。

2-3 感染対策委員会の開催

年2回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

2-4 感染症対策委員会の役割

- 事業所内感染対策の立案
- 感染症発生時の対応の検討
- 情報の収集、整理、全職員への周知
- 行動マニュアル等の作成
- 事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施

3. 対策を実施する主な感染症

- 新型コロナウイルス
- インフルエンザウイルス
- 胃腸炎ウイルス
- 肝炎ウイルス（A型～E型）
- 食中毒（黄色ブドウ球菌・O157等）
- メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）
- 国内でパンデミックが発生した新型ウイルス
- その他の感染症

4. 平時の対策

利用者や職員を感染から守るための基本的な予防法である「標準予防策」を徹底する。標準予防策とは、血液や体液、分泌物、排泄物、傷のある皮膚や粘膜など、感染性微生物が含まれている可能性があるという原則に基づいて行われる、感染拡大のリスクを軽減するための予防策である。

【標準予防策の主な内容】

- 手指消毒（手洗い、アルコールなどの手指消毒）
- 個人防護具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールドなど）の使用
- 呼吸器衛生（咳エチケット）
- 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

5. 発生時の対応

(1) 事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関や保健所、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。事業所はその内容及び対応について全職員に周知する。

(2) 感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などをヒアリハットまたは事故報告書にて記録する。

(3) 感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議する。

(4) サービス事業所や関連機関と情報を共有し、連携して感染の広がりを抑制する。また、情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報の取り扱いに十分な注意を払う。

6. 感染症対策マニュアル等の整備と活用

(1) 各事業所において、感染症対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染対策に努める。

(2) マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。

(3) 「介護現場における感染対策の手引き（厚生労働省）」を踏まえ、感染対策に常に努める。

7. 研修・訓練

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。指針に基づいた研修または訓練プログラムを作成し、全職員を対象に定期的に年2回以上、かつ、新規採用時に感染対策研修を実施する。研修の企画、講師の任命、実施記録の作成は、感染対策委員会が実施する。

8. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合はすぐに閲覧できるようにしておくとともに、ホームページで公表する。

附則

令和6年4月1日より施行する。